

JIS

配管用炭素鋼鋼管

JIS G 3452 : 2026

(JISF)

令和 8 年 5 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会） 構成表

	氏名	所属
(委員長)	榎 学	東京工科大学
(副委員長)	緒形 俊夫	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	田中 龍彦	東京理科大学名誉教授
	藤原 弘次	EMF 応用計測
(委員)	林 央	元国立研究開発法人理化学研究所
	千葉 光一	関西学院大学
	沖 佑典	国立研究開発法人建築研究所
	桑原 利彦	東京農工大学名誉教授
	富山 禎仁	国立研究開発法人土木研究所
	高橋 勲	一般社団法人日本アルミニウム協会
	木下 晴彦	一般財団法人日本規格協会
	古市 久男	日本検査キューエイ株式会社
	藤井 勉	一般社団法人日本試験機工業会
	栗原 正明	一般社団法人日本伸銅協会
	藤田 栄	北海道大学
	塩田 佳紀	一般社団法人火力原子力発電技術協会（株式会社 IHI）
	種物谷 宣高	高圧ガス保安協会
	金岡 秀明	一般社団法人日本機械工具工業会（住友電工ハードメタル株式会社）
	山田 哲	一般社団法人日本建築学会（東京大学大学院）
	判治 剛	公益社団法人土木学会（名古屋大学）
	蓮井 敏秀	線材製品協会（日鉄 SG ワイヤ株式会社）
	中山 伸	一般財団法人日本海事協会
	辻村 寿彦	日本金属継手協会
	鈴木 一弁	一般社団法人日本鋼構造協会
	近藤 隆明	一般社団法人日本自動車工業会（日産自動車株式会社）
	相川 卓洋	公益社団法人日本水道協会
	池田 正一	株式会社神戸製鋼所
	中澤 晋	JFE スチール株式会社
	八木 謙治	大同特殊鋼株式会社
	荒井 和弘	日本製鉄株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 37.3.1 改正：令和 8.5.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課

（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）

官 報 掲 載 日：令和 8.5.20

認定産業標準作成機関：一般社団法人日本鉄鋼連盟

（〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-4826）

審 議 委 員 会：一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会）

（委員長 榎 学）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類の記号	2
5 製造方法	2
6 亜鉛めっき	3
7 化学成分	3
8 機械的性質	3
8.1 引張強さ及び伸び	3
8.2 へん平性	4
8.3 曲げ性	4
9 亜鉛めっき特性	4
10 水圧試験特性又は非破壊試験特性の選択	4
11 寸法, 寸法の許容差及び単位質量	5
12 外観	6
13 試験	7
13.1 分析試験	7
13.2 機械試験	7
13.3 亜鉛めっき浴組成の分析試験	8
13.4 亜鉛めっき試験	9
13.5 水圧試験	9
13.6 非破壊試験	9
14 検査及び再検査	10
14.1 検査	10
14.2 再検査	10
15 表示	10
16 注文者によって提示される情報	11
17 報告	11
附属書 A (規定) 亜鉛めっきの外観	12
附属書 B (規定) 均一性試験方法 (硫酸銅試験)	14
附属書 C (規定) 膜厚試験方法	16
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS G 3452:2019** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 9 年 5 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS G 3452:2019** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

配管用炭素鋼鋼管

Carbon steel pipes for ordinary piping

1 適用範囲

この規格は、使用圧力の比較的低い蒸気、水（上水道用を除く。）、油、ガス、空気などの配管に用いる炭素鋼鋼管（以下、管という。）について規定する。この規格は、外径 10.5 mm～508.0 mm の管に適用される。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 0203** 管用テーパねじ
- JIS B 0253** 管用テーパねじゲージ
- JIS B 2301** ねじ込み式可鍛铸铁製管継手
- JIS B 2302** ねじ込み式鋼管製管継手
- JIS G 0201** 鉄鋼用語（熱処理）
- JIS G 0202** 鉄鋼用語（試験）
- JIS G 0203** 鉄鋼用語（製品及び品質）
- JIS G 0320** 鋼材の溶鋼分析方法
- JIS G 0404** 鋼材の一般受渡し条件
- JIS G 0415** 鋼及び鋼製品一検査文書
- JIS G 0416** 鋼及び鋼製品一機械試験用供試材及び試験片の採取位置並びに調製
- JIS G 0582** 鋼管の自動超音波探傷検査方法
- JIS G 0583** 鋼管の自動渦電流探傷検査方法
- JIS G 0603** 鋼管のへん平試験方法
- JIS H 1111** 亜鉛地金分析方法
- JIS H 1113** 亜鉛地金の光電測光法による発光分光分析方法
- JIS H 2107** 亜鉛地金
- JIS H 8641** 溶融亜鉛めっき
- JIS K 8983** 硫酸銅（II）五水和物（試薬）
- JIS Z 2241** 金属材料引張試験方法
- JIS Z 8401** 数値の丸め方